

一般財団法人日本的M&A推進財団

M&Aプランナー規約

この規約（以下「本規約」という。）は一般財団法人日本的M&A推進財団（以下「当法人」という。）が定めるM&Aプランナーに関する事項を定めたものである。

第1章 総 則

第1条（M&Aプランナーの使命）

M&Aプランナーは、手数料を目的に企業を売買するM&Aではなく、経営を通じて実現された雇用・技術・伝統を次世代へと承継するための日本的M&Aを第三者承継士と共に支援することを使命とする。

第2条（M&Aプランナーの業務）

M&Aプランナーは、前条の使命を全うするため、以下の業務を通じて依頼者に寄り添うことを業務とする。

- (1) 正しい第三者承継のあり方の啓蒙と流布
- (2) 承継に悩む経営者の第三者承継士への紹介
- (3) 自社の成長手段に第三者承継を加えたい経営者の第三者承継士への紹介
- (4) 必要に応じた第三者承継士の支援
- (5) 自分の専門性を活かした第三者承継の実務支援
- (6) その他M&Aプランナーの職責を果たす為に必要な支援

第3条（M&Aプランナーの資格）

一般財団法人日本的M&A推進財団が実施する、M&Aプランナー養成講座を受講し、受講後に行われる試験に合格した者は、M&Aプランナーとなる資格を有する。但し、第8条に定める資格登録を行いM&Aプランナーとして登録をしなければならない。

第4条（欠格条項）

次の各号の一つに該当するものは、前条の規定にかかわらず、M&Aプランナーとなる資格を有しない。

- (1) 未成年
- (2) 禁治産者及び準禁治産者
- (3) 破産者で復権を得ないもの
- (4) 懲戒処分により、M&Aプランナーの登録を取り消され、その処分が確定した日から三年を経過しないもの

第2章 M&Aプランナー試験

第5条（受験資格）

M&A業務に従事している者または従事しようとしている者はM&Aプランナー養成講座を受講し、M&Aプランナー試験を受けることができる。

第6条（M&Aプランナー試験の目的）

M&Aプランナー試験は、正しい第三者承継支援と手数料を目的としたM&Aの違いを言語化して伝える為に必要な知識が習得できたかを判定することを目的とする。

第7条（認定書）

M&Aプランナー試験に合格したのものには、「M&Aプランナー認定書」と「M&Aプランナーバッジ」を授与する。

第3章 登録・更新

第8条（登録）

M&Aプランナーとなる資格を有する者が、M&Aプランナーとなるには、M&Aプランナー名簿に氏名、生年月日、メールアドレス等、当法人が指定するM&Aプランナー資格登録の申込フォームに必要事項を入力して送信しなければならない。

第9条（M&Aプランナー名簿）

M&Aプランナーの名簿は当法人に備える。

第10条（有効期間）

M&Aプランナーは毎年度ごとにその会員資格を更新するものとし、退会届が提出されない限り1年毎の自動更新とする。

第11条（資格の更新）

M&Aプランナーは第17条に定める年会費を納入することで資格を1年間更新することができるものとする。

第12条（届出事項の変更）

M&Aプランナーは、第8条の登録内容に変更が生じた場合は、遅滞なく当法人へ届け出るものとする。届出がないために当法人からの通知、送付書類その他のものが延着し、又は到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。但し、届出を行わなかったことについて止むを得ない事情がある場合はこの限りではないものとする。

第13条（資格の喪失）

M&Aプランナーは、次の各号の一に該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 本人の意志で資格を返納した場合
- (2) 資格が更新されなかった場合
- (3) 除名となった場合
- (4) 死亡した場合又は失踪の宣告を受けた場合
- (5) 破産、民事再生又はこれに類する法的手続の開始決定を受けた場合
- (6) 年会費について通知から2か月支払が確認できない場合
- (7) 当法人が解散した場合

第14条（資格の返納）

M&Aプランナーは、退会届を当法人に提出することで、任意に退会することができる。但し、退会希望月の20日を締日とし、翌月に返納するものとする。原則として納入済みの年会費の返金を行わないものとする。

第15条（登録の拒否事由）

M&Aプランナーの信用又は品位を害するおそれがあり、その他M&Aプランナーの職責に照らしM&Aプランナーとしての適格性を欠くと当法人の理事会にて判断されたものは、M&Aプランナーの登録をうけることができない。

第4章 M&Aプランナーの権利義務

第16条（M&Aプランナーの権利）

- 1 M&Aプランナーに登録した者は、自ら当法人に情報提供を行った対象事業者又は当法人が指定する対象事業者について、第2条に定める業務を担当することができる。
- 2 M&Aプランナーは以下の特典を享受できるものとする。
 - (1) 「M&Aプランナー®」名称の利用
 - (2) 当法人が提供するM&Aプランナーの活動支援ツールの利用
 - (3) 本部事務局への実務相談
 - (4) 勉強会支援（セミナー講師派遣、資料、ツール、事例の提供）
 - (5) メルマガ等による情報提供
 - (6) 案件情報の提供
 - (7) その他M&Aプランナーが目的を達成するために必要となる支援
- 3 当法人は、任意に前項の特典の内容変更又は提供中止をすることができる。

第17条（会費）

- 1 M&Aプランナーは登録時に登録料として1万円（税別）を支払う。
- 2 M&Aプランナーは年会費として1万2千円（税別）を支払う。
- 3 年会費は毎年4月に1年分を一括してクレジットカード又は振込の方法によって支払うものとする。

第18条（案件紹介料）

M&Aプランナーが第三者承継士に紹介した案件が成約し、第三者承継士が報酬を受領したときは第19条に定める成約報酬基準額の20%相当額（税別）を第三者承継士より受領することができる。

- 2 前項の案件紹介料は財団の本部事務局が第三者承継士より預かり、M&Aプランナーに支払うものとする。
- 3 M&Aプランナーの都合により前項の案件紹介料が収受できない場合は、当該案件紹介料は当法人が収受する。

第19条（成約報酬基準額）

当法人が定める成功報酬基準額は、下表の通り、譲渡対価に従って決定されるレーマン方式とする。但し、基準額を下回る成約報酬とする場合及び第三者承継士がゴールドクラス又はプラチナクラスの場合で基準額より高額の設定とする場合は、依頼者に説明の上、FA契約書（仲介の場合は仲介契約書）に明示することで任意に定めることができる。

譲渡対価の額	成約報酬（別途消費税）
1億円以下の部分	300万円
1億円超10億円以下の部分	3%
10億円超の部分	1%

※譲渡対価の額には、案件提携に際して、企業が使用する株主所有の不動産が譲渡される場合のその額、役員に支払われる退職金の額など、実質的に本件提携に係る譲渡対価であると譲受企業が合理的に認めた額を含む。

第6章 M&Aプランナーの責任

第20条（懲戒の種類）

M&Aプランナーに対する懲戒処分は以下の三種とする。

- (1) 戒告
- (2) 一年以内のM&Aプランナー業務の停止
- (3) 登録の取消

第21条（懲戒）

M&Aプランナーが、故意にM&Aプランナーの使命に違反する行為をしたときは、当法人の理事全員の同意により、一年以内のM&Aプランナー業務の停止又は登録の取消の処分をすることができる。

- 2 M&Aプランナーが、相当の注意を怠り、前項の行為をしたときは、当法人の理事全員の同意により、戒告又は一年以内のM&Aプランナー業務の停止処分をすることができる。

る。

第22条（懲戒処分のお知らせ）

前条の規定による戒告又はM&Aプランナー業務の停止処分、登録の取消が確定したときは、遅滞なくその旨を当法人のホームページをもって公表しなければならない。

第7章 一般事項

第23条（秘密保持）

M&Aプランナーと当法人は、第三者承継士が関与するM&Aに関して一方が情報提供者、一方が情報受領者となって共有する一切の情報（以下「秘密情報」という）を情報提供者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。但し、以下の情報は除くものとする。

- (1) 入手以前に、既に公知であった情報
 - (2) 入手以前に、既に保有していた情報
 - (3) 入手後に、自己の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (4) 入手後に、当該情報について正当な開示権限を有する者から開示された情報
 - (5) 秘密情報を使用することなく独自に開発した情報
- 2 M&Aプランナー及び当法人は、以下の場合は秘密情報を開示することができる。
- (1) 管轄権を有する裁判所又は権限を有する政府機関の効力を有する命令によって、法律上開示する必要がある場合
 - (2) 金融商品取引所若しくは日本証券業協会の要請若しくはそれらの規則による場合
 - (3) 受領当事者の監査のために必要な場合にはその限度
- 3 M&Aプランナー又は当法人が第三者に秘密情報を開示した場合、情報を開示した当事者は、当該第三者に本条に定める受領当事者の義務を遵守させなければならず、当該第三者の義務違反について情報提供者に対する責任を負うものとする。
- 4 情報受領者に対して提供した情報及び資料（その写しを含む）の返還を情報提供者が求めた場合、当該情報受領者は速やかに当該情報及び資料（その写しを含む）を情報提供者に返還するものとし、これらに基づいて作成された情報及び資料（受領した情報及び資料並びにそれらの複製物の上に書き込みがなされたものを含む）については、情報提供者の同意を得てこれを破棄する。性質上返却及び破棄になじまない情報及び資料については、情報提供者の同意を得て消去その他の方法で再利用できないようにするものとする。但し、情報受領者の内部管理目的のため、情報及び資料を保管する場合はこの限りではない。
- 5 本条の秘密保持義務については、M&Aプランナーはその資格喪失後も5年間有効とする。

第24条（個人情報の取扱）

当法人は、M&Aプランナーが届け出た登録情報（住所、電話番号、電子メールアドレス等）及びM&Aプランナーが当法人に提供した個人情報については、別途提示する

個人情報の取扱方法及び目的に基づき使用を行うものとする。

第25条（インターネット等による申込等）

M&Aプランナーは、当法人が定める所定のサービス及び特典等の申込み、当法人への問合せ等をインターネット等によって行うことができるものとする。

第26条（変更）

当法人は、本規約その他当法人が定める規約の内容を資格者個別の承諾を得ることなく変更できるものとする。変更後の規約は、当法人が定める時期より効力が生じるものとする。

第27条（準拠法）

本規約に関する準拠法は日本法とする。

第28条（管轄裁判所）

本規約を巡る一切の紛争は福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

附則

本会員規約は2025年4月1日より施行する。

一般財団法人日本的M&A推進財団

代表理事 白川 正芳